

2006年2月9日

金 融 庁 御中

アイフル被害対策全国会議
代 表 弁 護 士 河 野 聡
事 務 局 弁 護 士 辰 巳 裕 規
神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル10階
神戸合同法律事務所内
Tel 078-371-0171/Fax078-371-0175
URL:<http://www.i-less.net>

貸金業法施行規則改正に関する意見書

～いわゆる「おまとめローン」「不動産担保ローン」適正化の観点から～

1. おまとめローンについて

(1) おまとめローンとは

「おまとめローン」の定義については必ずしも明確ではないが、ここでは利息制限法を超過する消費者金融等の貸付による負債を複数抱えるに至った債務者に対し、その債務群を弁済するために、返済資金を融資し、各貸金業者に一括返済させることにより、債務を「一本化」させる貸金業者の商品を言うこととする。

(2) おまとめローンの実施状況

東京スター銀行を初めとする銀行や信用金庫等、あるいは利息制限法超過の貸付を行う消費者金融まで、「おまとめローン」との名称を用いるかはともかく、既存債務の金利負担の軽減と債務の一本化による簡明化をうたい文句に「おまとめローン」を勧誘する金融機関は増加している。

(3) おまとめローン勧誘の常套手段と業者のねらい

おまとめローン勧誘においては、複数にふくらんだ債権者を1社にすることによる負債の把握の簡明化をうたうこともあるが、何よりも金利負担の軽減、消費者金融等による高金利の利息負担の軽減をうたうものがほとんどである。債務者からすれば、金利負担が軽減化し、債権者が一口に整理されるということは一見合理的とも言える。そして、貸金業者からすると、通常は無担保小口の融資に比し、3～4社の負債（一口50万円として約200万円）を一本化することで、数百万円もの大口顧客を獲得できることとなり、貸付残高の増加及び利息収入の増大を図ることができるメリットがある。消費者金融利用者が

増加し、新規顧客が伸び悩むと言われる貸金業界においては、既存顧客あるいは他社顧客を囲い込むことのできる新たな「市場」となる。

2. おまとめローンの問題点

(1) 利息制限法法定充当の機会の喪失

しかしながら、現行のおまとめローンのほとんど多くは、利息制限法を超過する約定利息による消費者金融の貸付を対象とするものがほとんどである。そして、おまとめ融資の際には、債務者には約定債務額を額面どおり返済させている。そうすると、既存の債務について本来であれば利息制限法による法定充当再計算を行えば、債務は約定債務額よりも必ず減少するし、取引期間が長期のものについては、債務額が大幅に減少し、場合によっては消滅し、過払金の返還を求められるものも存するにも関わらず、かかる利息制限法による再計算の機会を奪い、法的返済義務のない債務まで、おまとめローンによる「借換」により債務負担をせしめられる点で、債務者の利益を著しく侵害しているのが現状である。極端に言えば、例えば4社から各50万円ずつ、合計200万円の約定名目債務があるが、利息制限法によれば債務が4社ともゼロになるにも関わらず、おまとめローンとして200万円が融資され、名目上の債務額での返済に充てられることにより、本来は負担するいわれのない200万円の負債について新たな債務負担をすることになるのである。これでは如何に金利が低くなると言われても有利性は全くない。

(2) 過剰融資の危険性・多重債務の悪化の原因

また、そもそも消費者金融複数に数百万円の債務を負担するに至ったものというものは、もともと返済能力を超える貸付を受けている破綻状態のものであることが多い。かような者に必要なのは、問題を先送りする「おまとめローン」による一本化ではなく弁護士等専門家による早期の法的債務処理の選択である。しかるに、一本化による金利の軽減といううたい文句にひかれ、もとより返済能力のない者が、一時的に「延命措置」を受け問題を先送りし、むしろ悪化させるにすぎない結果となる。仮に金利が下がってとしても、現在行われているおまとめローンの金利水準は利息制限法をなお超えるものか、そうでなくとも10%を超える高金利である。既に多重債務に陥っていたものが、数百万円の負債について10%を超える高金利を支払うことなどできないのが通常であり、結局その返済のために新たな借入をするなどして、より負債を増加させるだけの結果となる公算が強い。おまとめローンを必要とする時期は、実は法律家による債務処理を必要とする時期なのである。

(3) 保証人被害・不動産担保ローン被害の原因

「おまとめローン」においては、保証人を要求したり、更に債務者や保証人の不動産に担保設定を要求する場合がある。既述のとおり、おまとめローンを

必要とする者は既に返済能力を超えた負債を有するものであり、おまとめローンによる借換後も早晚返済に行き詰まることが明らかなものが多い。そうすると、貸金業者としては、もとより債務者の返済能力ではなく、保証人からの債権回収を目論んだり、債務者・保証人の不動産の売却・競売を前提とした融資となりがちとなることは容易に想像がつく。このように、おまとめローンは、債務者のみならず自らは全く経済的利益を得ない保証人にまで巨額の債務負担を拡大し、あるいは、住宅棟の居住用を含む不動産の喪失まで招く被害を拡散するのである。なお米国では当初より不動産の売却による債権回収を目的として債務の一本化などを名目に貸し付ける手法を「略奪的貸付」として禁止している。

3. おまとめローン規制の提言

このように「おまとめローン」には看過しがたい弊害が存するのであり、その適正化を図るためには次のとおりの規制が必要である。

(1) 利息制限法法定充当計算の機会の付与のための説明義務

「おまとめ」の対象となる負債が利息制限法超過の約定利息による場合には、利息制限法に基づく法定充当再計算による法律上有効な債務額を算出し、それを超える弁済をさせないこと。もしくは、少なくとも既存債務について利息制限法に基づく再計算による減少の可能性を債務者に理解できるように説明すること。なお、おまとめローンそのものが利息制限法制限利息を超過してはならないことは当然である。

(2) 過剰融資の禁止

もとより債務者の返済能力を超える貸付は貸金業法13条1項違反であるが、おまとめローンにおいては既に複数社からの借入による多重債務状態に債務者があったことは明白であるから、債務者の返済能力をより一層厳格に吟味に返済能力を超える場合には貸付をしてはならない。そしてその違反行為は、刑事罰ないし行政処分の対象とすべきである（さらに実効化するためには法改正により過剰与信部分の返還請求権を認めないなどの民事効の付与が必要であろう）。

(3) 保証人への説明義務

すでに金融庁事務ガイドラインでは、保証人に対する最悪のシナリオの説明義務が明定されているが、おまとめローンにおいては債務者に返済能力が乏しい場合がむしろ通常であることから、債務者の既存債務額・返済能力について十分な情報提供をすべきである。また、債務者が返済能力がない場合にまでこれを保証する者などは通常は存しないことから、債務者が返済能力がない場合の保証人要求行為を一切禁止すべきである。そして、これに違反する行為は刑事罰ないし行政処分の対象とすべきである。

(4) 不動産担保徴求の禁止

全国貸金業協会連合会は、自主規制基準として、不動産の売却等による回収を前提とする貸付を過剰融資の例として禁止している。生活基盤たる居住用不動産を担保に貸付をすることは、債務者・保証人の生存権を脅かすと共に、居住場所の確保等社会負担を増加せしめるものでもある。債務者・保証人の返済能力を基礎に貸付をすることが前提となる貸金業においては不動産担保は禁止すべきである。そもそも不動産担保を取られている状況における支払は、不動産を失いたくないという「事実上の強制」によるものであり、およそ任意性は認められないのであるから、少なくとも利息制限法を超える融資についての不動産担保徴求は禁止すべきである。また、特定調停や個人民事再生手続の妨害あるいは事実上の親族請求につながる、担保力が無いことが明白な不動産への濫用的な担保の徴求（持分設定・後順位設定）、生存権確保のための生活基盤となる居住用不動産に対する担保設定（住宅購入・建設ローンは除く）については禁止すべきである。またこれに違反した場合には刑事罰ないし行政処分の対象とすべきである。

以 上